

第2回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和2年7月29日（火）午後1時30分
宮城県婦人会館3階第1研修室

補佐 ただいまから、第2回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。
事前に公益代表の北川委員、鈴木委員より欠席の旨、報告を受けております。本日の審議会は公開となっております。
はじめに、委員の皆様の出席状況を御報告いたします。
公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、
以上13名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5
条第2項により会議が成立していることを報告いたします。
それでは、議事の進行につきましては、赤石会長にお願いいたします。

会長 本日は、大変お忙しい中、また、蒸し暑い中、お集りいただきありがとうございます。
本日の審議会は、公開といたします。
初めに、議事録の署名委員を指名いたします。
労働者側は、釜石行雄委員に、使用者側は、阿部昌展委員にお願いいたします。

会長 はじめに、議題（1）「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）」を、事務局からお願いいたします。

賃金室長 本年度の地域別最低賃金額改定の目安につきましては、7月22日に中央最低賃金審議会長から、厚生労働大臣に答申がございました。
その答申文の写しを、会議資料1として、本日皆様方にお配りしておりますので、読み上げた上で御説明いたします。

監督官 それでは読み上げます。
令和2年7月22日、厚生労働大臣加藤勝信殿、中央最低賃金審議会 会長藤村博之、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）、令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。記、1令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し、

意見の一致をみるに至らなかった。2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善に取り組むよう政府に対し強く要望する。5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。以上です。

賃金室長 それでは、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について御説明いたします。資料番号1をご覧ください。

答申には大きく5点示されております。

1点目は、金額に関し、意見の一致に至らなかったということです。

2点目は、目安に関する公益委員見解と、目安に関する小議会報告を地方最低賃金審議会に提示すること。

3点目は、公益委員の見解を十分参酌され、自主性が発揮されることを強く期待すること。

4点目は、生産性向上支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望すること。

5点目は、年度途中の最低賃金額改定によって業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように発注時における特段の配慮を要望すること。

以上5点の要望を答申の柱としております。

続きまして、公益委員見解について、説明させていただきます。

1は、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な影響の中で雇用の維持が最優先であることなどを踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難である。現行水準とすることが適当との結論が示されました。

2の(1)につきましては、最低賃金は、地域の労働者の生活と賃金などを支える上で、重要な役割を果たしていることを踏まえつつも感染症による厳しい影響が見られる中、雇用の維持と事業の継続、労働

者の生活、暮らしを守ることを最優先課題とする状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行い、公益委員見解を取りまとめるに当たっては、ポイントとしましては、

①として、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、経済の好循環を継続・拡大させることが望ましい。

②として、他方感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じており、雇用維持の努力をしている状況において最低賃金の引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある。

③として、雇用情勢については、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること。

④として、賃金改定状況調査の結果第4表の賃金上昇率や春季賃金妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること。

⑤として、令和元年の雇用、経済に関する指標は、感染症の影響が生じる前のものであり、直近の雇用の指標についても、目安の参考とするには慎重な検討を要すること。

⑥として、感染症による経済・雇用等への影響は、地域、産業ごとに違いは見られるが、相当広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること。など様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところです。

また、生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度より引き続き乖離が生じていないこと、来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等の様々な影響を踏まえながら最低賃金については、さらに引き上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえ、議論を行うことが適当と考えるとしています。

次に別紙2の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告に触れさせていただきます。

1の「はじめに」を省略しまして労使の見解をご紹介します。

2番目としまして、労働者側委員の見解について概要を説明いたします。

労働者側委員は、最低賃金を改定しないということは、社会の不安を増大させ、格差を是認することと同義である。春闘では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを労使関係のない労働者にも波及すべきである。政労使で賃上げの重要性を確認し、ステ

ップを踏んで最低賃金を引き上げの流れを止めるべきではないということ。雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は、分けて考えるべきである。最低賃金を引き上げることは、社会安定のセイフティーネットを促進するメッセージとなり得る。今回、コロナ禍において労働者の生活が苦しくなっていることを踏まえた賃上げとなるべきである。最低賃金の引上げは、社会的要請である。そして今年中に 800 円以下の地域をなくす。トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したい。と強く主張しました。

また、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正に繋げる姿勢を見せるべきだと主張しました。

労働者側委員としては、その主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解については、受け入れられないと表明しました。

3 の使用者側見解の概要は次のとおりです。

使用者側委員は、コロナ禍によって日本経済がこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面していること。緊急事態宣言解除後も以前の状況に戻っていないこと。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業、・小規模事業者に甚大な影響を与え続けていること。休業者は、354 万人超とリーマンショック時の 2 倍以上上回っていて、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強い。今年度、有額の目安を示すことは、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになる。「緊急事態」である今年度は、3 要素のうち「通常の事業の賃金支払い能力」を最も重視して審議すべきであるとし、今年度の目安は、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結と強く主張しました。

4 として、意見不一致です。目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ、目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるまでいかなかった。

5 として、公益委員見解及びその取扱いです。

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえて、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情に総合的に勘案し公益委員見解を取りまとめたものです。

以上、令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安についての伝達に

についての説明とさせていただきます。

会 長 それでは、ただ今の答申文や説明に対する御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。

委 員 (なし)

会 長 続きまして、議題(2)の「令和2年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張について」です。宮城県最低賃金額の改正審議につきましては、今後、専門部会で審議いただきますが、本日は労・使代表委員から、金額改定に臨む姿勢や、最低賃金引上げについての基本的な考え方を、お聴きしたいと思います。それでは、労働者代表委員の基本的な考え方をお聴きしたいと思います。各委員から主張がございます。阿部委員からお願いいたします。

阿部委員 初めに私から、最低賃金審議会における基本的態度・主張を申し上げたのちに、各委員より労働者の認識について3点ほど申し上げまして、最後に総括意見を述べたいと思います。

基本的な態度ですが、7月3日に宮城県最低賃金の改正決定について諮問がなされました。宮城県内における一般労働者の賃金水準の改定状況、生計費の状況、経営の状況、雇用情勢など、総合的に勘案した結果、最低賃金の改正決定の必要性があると判断されました。

最低賃金は、今年の骨太方針におきまして、経済の好循環を実現するため、引上げが重要であるとの認識のもと、経済成長率の引上げや生産性の底上げを図りつつ、賃上げしやすい環境整備への取り組みと相まって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すとしており、昨年はその方針に配慮し、過去最大の26円の引上げとなりました。

今年は、引上げの流れが継続している中、新型コロナウイルス感染症が拡大し、雇用・経済に影響を与えていますが、宮城県においては、新型コロナウイルスによる解雇見込者数は65事業所、516人となっていますが、有効求人倍率は1.26倍と依然として人手不足の状況になっています。

政府としての考え方について、全世代型社会保障検討会議における関係者の意見を踏まえまして、安倍首相より「昨年閣議決定した、

より早期に全国加重平均 1,000 円を目指す方針は堅持するとして
うえで、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済の影響は厳しい
状況にあることから、今は官民をあげて、雇用を守ることが最優
先の課題である」と示されましたが、今後の日本の経済再生下にお
いては、内需の拡大が必要不可欠であると考えています。

労働者側委員としても、これらを受け止めつつも、最低賃金法の
主旨に沿って、公・労・使三者が真摯な話し合いを通じて、審議を
行っていきたいと思っております。

続きまして基本的な主張です。

最低賃金制度は、労使双方の努力で経済の健全な発展への好循環
を実現することが、究極の目的です。低賃金労働者の賃金額の最低
額を保障し、労働条件の改善をはかることが第一の目的であること
は言うまでもありませんが、労働者の生活の安定、労働力の質的向
上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、経済の健全な発
展に向けた手段でもあります。このことは、最低賃金法第 1 条にも
明記されています。

賃金の最低額を保障することは、労使双方にメリットがあります。
労働者の生活が安定すれば、知識やスキルに磨きをかけるゆとりが
生まれ、生産性向上につながります。生産性向上と公正競争を促し、
経済の健全な発展を後押しするのが、法で定める地域別最低賃金で
あると考えます。

そもそも、賃金・労働時間などの労働条件は、労使交渉で決め
るものであり、労使交渉を通じて、それぞれの職場で法を上回る
ルールづくりに取り組む。この光景は、労使交渉の機会が保障さ
れている労働組合にとっては当たり前ですが、労働組合の組織率
は 17%にとどまるうえ、非正規雇用で働く人が増えてきています。
そこで、法が定める最低限のセーフティネットが重要性を増して
います。このセーフティネットの 1 つが最低賃金であると考えて
います。

続きまして労働者の認識について大きく 3 点申し上げまして、
最後に改めて総括意見を申し上げたいと思います。

新関委員

私、新関から 1 点申し上げます。

最低賃金の決定にあたり、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の 1
つ、労働者の生計費、最低生活保障の観点から申し上げます。

昨年も申し上げましたが、厚生労働省によると、日本のひとり
親世帯は、2016 年時点の推計で 142 万世帯あり、うち 123 万世帯

が母子世帯、19万世帯が父子世帯であるとされております。

また、日本のひとり親世帯の就業率は高く、母子世帯では81.8%、父子世帯では85.4%に達しているのにもかかわらず、母子世帯においては43.8%がパート・アルバイト等により生計を立てておりそれらの方の年間平均の就労収入は133万円となっております。

今回のコロナ禍では、業種・業態によって休業や業績などへの影響の度合いが異なるというふうに認識しておりますが、世間で自粛が叫ばれ、ロックアウトの中での社会を回すための、いわゆるエッセンシャル・ワーカーと呼ばれる労働者は、日々、感染の不安・恐怖と闘いながら仕事を続けてきました。どの業種においても最前線を支えるのはパート・契約社員または派遣労働者といった、時給や日給で働く労働者です。そして、社会的責任を負った生活者であります。特に、スーパーマーケットのレジや品出し担当、清掃などを担うスタッフの多くは、短時間・有期雇用で働いている方々で、地域相場に影響を受ける傾向があることから最低賃金近傍で働く方も少なくありません。実際最低賃金で、採用時の時給を設定するという時代はしばらくありませんでしたが、ここ数年、特に今年におきましては、ドラッグストア、コンビニエンスストア、スーパーマーケットの採用賃金は、全くピッタリの824円になっています。

また、ひとり親世帯の貧困は、「子どもの教育格差」にもつながっており、結果としてそれが就業格差にもつながり、貧困の連鎖からぬけだせない状況につながっています。最低賃金法第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上をめざす」としており、日本の未来を担う子供達が十分な教育のもと、将来の勤労の義務がはたせるようなセーフティネットであるべきであると考えます。

最後に、連合本部で集計した春季生活闘争の結果では、短時間労働者の時給は7年連続で引上げられており、今年度の引き上げ額は、加重平均で27円強となっています。この金額は、コロナ禍が広がる中で労使の真摯な交渉を経た結果だと認識しています。こうした労使の判断を最低賃金の改定によって、労使関係のない労働者にも波及すべきと考えております。以上です。

照井委員

続きまして照井から1点申し上げます。

宮城県における最低賃金については、ここ数年3%程度ずつ引き上げられてきました。しかしながら東京都の最低賃金1,013円と比べると189円の差があり、依然として地域間格差は是正されておられません。

これまでもこの地域間格差が、都市部への働き手流出の一因となってきました。現在はコロナ禍によって厳しい雇用情勢にありますが、そもそも日本は、超少子高齢・労働力人口減少という構造的な課題を抱えております。そうした中、その進行は将来的に不可避である以上、今後の経済再生下において、地域間格差を放置すれば都市部へのさらなる労働力の流出につながることは明白であります。また、今回のコロナ禍で、東京をはじめとする大都市圏への労働力集中は、感染リスクの拡大といった弊害をもたらしました。アフターコロナ、ウィズコロナを展望する上でも、地域間格差の是正に向けた、抜本的な対応が求められているのだと思います。

特に宮城県では、首都圏へのアクセスが良好な立地環境から、若者を中心とした人材の流出が懸念されていること、地域活性化への観点も加え、最低賃金格差の縮減を意識した審議が必要であると認識しています。以上です。

釜石委員

続きまして釜石から1点申し上げます。

最低賃金の決定にあたり、最低賃金法第9条第2項の3要素の1つ、労働者の賃金、労働の対価としての賃金水準の観点から申し上げます。

少子高齢化のさらなる進展による人口動態の見通しを踏まえたうえで、国民経済の健全な発展をはかるためには、労働生産性を上げることが求められていると認識しています。

労働の質や量など、労働者が担っている役割と責任に見合った形で、賃金水準を上げていくことが、公正な競争を促し、国民経済の健全な発展に資するものとなると考えています。

一方で、現在の宮城県最低賃金は824円であり、年間2,000時間働いても年収165万円程度であり、ワーキングプアと称される年収200万円に満たない水準にあります。

これは、憲法25条の生存権や労働基準法第1条に照らし合わせても、低い水準であると言わざるを得ないと認識しています。

連合は、必要生計費を満たす賃金水準としての「リビングウェイジ」を算出しており、2017年基準ではありますが、宮城県の単身者で時給910円（年収190万円程度）を上回らなければ生活できない水準と考えています。

また連合は、これまでも「誰でも時給1,000円」以上という目標を掲げて、今年の春季生活闘争にも臨んでおり、本年7月に連

合本部で集計した非正規労働者の平均時給は、単純平均でも1,029円を超えていること申し述べて主張とさせていただきます。

阿部委員

以上3点が、労働者側の認識についてです。最後に総括として意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど、労働者の認識でも触れましたが、現在の宮城県最低賃金の水準では、セーフティネットとしては依然として不十分です。仮に時給1,000円としても約2,000時間働いて年収は200万程度。短時間労働や子供の見守り負担の増している現下の一人親世帯にとって、状況はより深刻です。

賃金については、パート労働者の時給や高卒初任給など外部労働市場の賃金の絶対水準も参考にするとともに、超少子高齢化や生産年齢低下に伴う人材の確保という観点も大切となります。

これまでの首都圏との地域間格差が都市部への若い世代の人材流出の一因となっていることは、労使の共通認識であると認識しています。今後の経済再生下におきまして、このまま地域間格差を放置するならば、さらなる都市部への労働力の流出につながることは明白であると思います。宮城県は、立地環境からも容易に首都圏へのアクセスが可能であり、若者を中心とした人材の流出防止や、地域活性化への観点も加え、首都圏との最低賃金格差の縮減を意識した審議が必要であります。

これまで積み重ねてきた賃上げの流れをとめるべきではありません。雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることに労働側としては、何ら異論はありませんが、引き上げられた賃金分は企業間の取引の際に価格転嫁をしていくことで、雇用を守れることから、最低賃金の引き上げの重要性とは分けて考えるべきだと考えます。最低賃金についてもここ数年、改善を続けてきており、その流れを断ち切れれば、デフレ回帰の動きを惹起しかねません。今回のコロナ禍が、経済に与えた影響を鑑みれば、今後の日本の経済再生下においては、内需の拡大が必要不可欠であります。現在の労働者の消費マインドは大きく落ち込んでいます。労働者が生活不安や雇用不安を抱える中、一丸となってこのコロナ禍を乗り切るためには、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージが必要であり、最低賃金の引上げはまさにそのメッセージになり得ると考えられます。

最後になりますが、今後事務局が準備する資料をベースに、最低賃金法の趣旨に従い、ごく一部ではなく宮城県全体という視点

で労使双方から建設的な発言により、宮城県最低賃金の自主性を発揮した審議となるようお願いし、労働者側の基本的主張といたします。以上です。

会 長 ありがとうございました。

 それでは、次に使用者代表委員から基本的な考えをお聴きしたいと思います。

 星委員お願いいたします。

星 委員 使用者側の基本的主張として、最初私の方から、その後、補足意見として佐藤委員、阿部委員の方からお話いたします。

 まず、県内中小企業・小規模事業者をとりまく状況について申し上げます。

 新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済はこれまで経験したことのない、危機的な状況に直面しています。とりわけ、経営基盤の脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与えています。

 中小企業庁の「中小企業景況調査結果」によると、宮城県の中小企業の業況判断も大幅に悪化しており、今年4から6月期の全産業の業況判断DIは、前期に比べて42.4ポイントもの急速な悪化となり、マイナス73.2まで低下しました。73.2がどういう数字かということ、110社に聞いて、景気が悪いという会社が90社、景気が良いという会社が20社、その差がマイナス73、だいたいこういうレベルです。アンケート調査の結果企業の8割が景気が悪いと答えているということです。

 また、2020年1～3月期の国内総生産(名目GDP)は、△1.9%(年率換算)となりました。昨年10月に消費税の増税がありましたので、10～12月期△6%程度で、引き続き今年の1～3月△1.9%で、2期連続のマイナスとなりました。コロナ禍の影響が反映される4～6月期にはさらに大幅なマイナスが予想されるなど、各種指標はいずれも悪化しており、経済状況は極めて深刻であります。

 こうした厳しい状況は雇用面にも現れてきており、全国の完全失業率は昨年12月の2.2%から本年5月には2.9%まで悪化しました。この0.7%がどういう意味を持つかと言いますと、労働力人口がだいたい6千数百万人でその0.7%ということ、40万人以上失業者が増えたということです。

 労働局まとめの宮城県の新規求人数をみますと、宿泊業・飲食

サービス業では、4、5月の新規求人数が前年同月比で約8割減少するなど、雇用にも大きな影響が出ている状況です。

このような厳しい状況のもとで行われる、今年度の審議に臨む使用者側の基本認識を申し上げたいと思います。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という「時々の事情」への配慮を強く求められ、4年連続して3%を超える大幅な引上げが実施されています。経営実態と乖離した引上げが続いたことにより、令和元年における宮城県の影響率（賃金改定が必要となった労働者の割合）は過去最高レベルの14.0%に達しています。全国的な傾向も同じです。収益性の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で大幅な引上げが続き、経営基盤が脆弱な中小企業の経営に大きな影響を与えていることは明らかです。

こうした実力以上の賃上げが続けば、今般のコロナ禍において雇用調整助成金等を受けながら、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者をさらなる窮地に追い込む懸念があるということです。

最後に今年度の最低賃金の基本的なスタンスについてです。

新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への厳しい状況下での最低賃金の引き上げは、それに耐えられない中小企業・小規模事業者の事業の継続自体をも危うくし、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶことが懸念されます。「100年に一度の危機」と言われたリーマンショック後の中央最低賃金審議会では、「現行水準の維持を基本とする」との方針が示されましたが、今回はそれと同等以上の配慮が必要な状況にあることは明らかです。

本年度の最低賃金の審議にあたっては、事業の継続と雇用の維持を最優先課題とすべきであると考えています。

したがって、使用者側からは「現行水準の維持」を強く主張させて頂きたいと思います。

私からは以上です。続きまして佐藤委員お願いします。

佐藤委員

佐藤です。コロナショックによりまして、休業や倒産が増え続け、その数は5万件を超えるだろうと言われています。雇用の維持も難しい状況の中、引き上げを行えば、廃業せざるを得ない中小企業も相当出てくることが予想されます。実際に現在でも前年度の売り上げが60%に満たない中小企業が多くあり、雇用調整助成金でなんとか成り立っている状況です。また、昨年度3%上げて影響を受けた企業が41.8%に上っているという数字も見られます。

コロナの終息が見えない今、引き上げ後据え置きを主張したいと思います。以上です。

阿部委員 今年度の審議におきまして、引上げ額の目安を示すことが困難であり、現行の数字を維持することが適当という結果になりました。新型コロナウイルスの影響によりまして、未曾有の苦境にある中小企業・小規模事業者の実態を反映した適切な結論だと思っております。ここ数年最低賃金は、政府方針によりまして、中小企業・小規模事業者の経営実態を大幅に上回る4年連続3%台の引上げがなされております。そうしたことから私共、商工会議所は全国120万所の総意といたしまして、明確な根拠のもとで納得感のある決定をするようかねてから要望をさせていただいています。特に今年度は、新型コロナウイルスの影響によりまして、見通しの立たない、まさに100年に1度の期だという認識のもと、足元の雇用情勢や、きわめて厳しい景況観に鑑みまして、引き上げの凍結を強く主張させていただきたいと思っております。最低賃金は、コロナ禍で休業を余儀なくされている企業を含めて、すべての企業に強制力を持って適応される制度です。今年度の結論は、当面官民を挙げて雇用の維持と事業の継続を最優先に行っていただきたいというメッセージだと受け止めております。中小企業・小規模事業者の窮状をしっかりと考慮した返答が行われることを望んでおります。以上です。

会長 ありがとうございます。ただ今、労働者代表、使用者代表委員から、それぞれの基本的考え方の説明がありました。御質問、御意見等はございますか。

委員 (なし)

会長 ありがとうございます。他になければ、専門部会でさらに審議を深めていただきたいと思います。

会長 それでは、議題(3)「最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取」について事務局から説明願います。

賃金室長 先般開催しました第1回の審議会において、「本年度は、最低賃金法第25条第5項及び第6項に規定されております、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましては、第2回の審議会で行

う。」ことで委員の皆様から御了承を得ています。

先日、公示しましたところ、全国一般全国協議会宮城合同労働組合執行委員長星野憲太郎様、宮城県労働組合総連合議長高橋正行様から申出がございまして、本日、お二人が傍聴席にお見えになっています。傍聴席で待機されていますが、お一人ずつ御案内してよろしいでしょうか。

会 長 はい、それでは、早速意見を聞くこととしたいと思います。
案内してください。

賃金室長 それでは、ただ今から最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係者からの意見聴取を行います。意見陳述の内容を記載した書面は、本日お配りしました「議題（3）「最低賃金法第 25 条に係る関係者からの意見聴取」について」にございますのでご覧ください。

お一人目は、星野憲太郎様です。なお、陳述者のテーブルには、本日御出席の委員の皆様のお名前を表示した座席表を用意しています。それでは、会長、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、御意見を伺います。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。

なお、時間は 10 分程度と考えていますので、よろしく願いいたします。

陳 述 者 所属は、全農協に所属しております全国一般全国協議会宮城合同労働組合です。役職は執行委員長です。星野憲太郎と申します。

それでは意見陳述に入らせていただきます。

宮城労働局長毛利正殿、宮城県最低賃金の決定に関する意見陳述書
最低賃金に張り付いている中小企業労働者の賃金実態があります。

短時間ではありますが、以下、コロナ危機と呼ばれる社会状況にあっても最低賃金の引き上げが必要であることを述べさせていただきます。

賃金が最低賃金の引き上げによってしか改善されない組合員が存在しています。数年前、自分の賃金の目安が宮城県の最低賃金になっていた仙台市の清掃業で働く男性組合員が意見陳述を行いました。その後改善されたのは最賃が毎年上がった分だけだったことを報告します。

仙台市内で小物の出荷作業を非正規の身分で行ってきた女性組合

員について報告すると、労働契約期間が毎年1年間で4月1日から翌年3月31日までです。この1年の間に、賃金契約だけ10月に締結し直します。使用者が10月の最低賃金の改正決定を見て、それよりも1～2円高い時間賃金に契約し直してきたのです。最近では2018年10月から2019年9月まで、当時の最賃798円に対し2円上の800円。2019年10月1日から2020年9月30日まで、昨年10月に改正された後の最賃824円に対し1円上の825円。これが彼女の賃金実態です。最賃の引き上げに生活がかかっている事実が明らかです。

次に、低賃金は、コロナ休業手当や老齢年金にも大きく影響します。

コロナ感染拡大防止のために休業を命じられた労働者が5月のピーク時に全国で600万人いました。今でも観光、宿泊はじめ多くの業種で休業状態の労働者が多くいます。最低賃金すれすれの労働者に休業手当が支給され、それが労基法最低基準である平均賃金の6割であった場合、時給500円にもなりません。

また、現行の824円の水準だと老齢厚生年金の受給はどうなるでしょうか。インターネットで利用できる三井住友銀行の「年金試算シュミレーション」で計算してみました。

試算条件ですが、勤続年数が40年で40年間厚生年金に加入し、平均時給が824円。

年労働時間が2080時間(年間賃金は824円×2080=1,713,920円)試算結果は、老齢基礎年金6.4万円/月、老齢厚生年金2.4万円/月、計8.8万円/月にすぎませんでした。このように、低賃金は、今の生活難ばかりでなく、一生の生活難を意味します。したがって毎年の大幅引き上げが必要です。

新型コロナウイルス感染症／中小企業の経営を支えるのは政府の責任です。

「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあります。今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である。・・・厚労大臣には、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるようお願いする。」この最賃に関する安倍首相の発言は「最賃上げに陰り」「慎重」「不透明」などと報道されました。最賃抑制ムードを醸成させる効果をねらったのではないかと疑いたくなる内容でした。中小企業の経営を支えることは、政府の責任であり、必要な政策の実施が求められます。

コロナの影響で売り上げが激減した事業に対する「持続化給付

金」は、一回限りの支給であり、法人の場合が上限 200 万円、個人事業者が上限 100 万円です。給付金は 1 次と 2 次の補正予算合計約 4 兆円を財源としています。予算も支給額も全く少なすぎます。それと比べて政府と日銀が今行っている株価下支えは、政府が「贅沢な資金供給」と自賛し、年間 12 兆円の予算が 3 月に組まれました。そして毎日ではありませんが、ことあるごとに 1 日 1000 億円から 2000 億円の規模で株式市場に投入されており、実態経済とかけ離れた株高を維持しています。政府と日銀が、株価を下支えする政策を発動し、富裕層や大企業に利益が転がりこむ。その一方、国民、県民はパンデミックの犠牲を経済的にも背負わされるのが実情です。

政府が最賃を引き上げれば、中小企業が危うくなるというのであれば、「持続化給付金」をもっともっと充実させることによって、中小企業をがっちり支えるべきです。

最後に、1,500 円達成をめざし、1,000 円超の実現、全国一律最賃を求めます。

「新型コロナウイルス」による感染拡大が、低賃金労働者及び最賃水準で雇用されている。労働者の生活を追い詰めています。失業や生活保護申請の急増が報告されており、影響は拡大し長期化するだろうと予測されています。雇用を守ると同時に、大幅な最賃引上げが必要です。1,500 円達成をめざし、1,000 円超の実現を求めます。

パンデミックによる影響が観光産業や農林水産業をはじめ地方で波及しています。ここ数年、最賃の「地域格差」の拡大が大きな問題となってきました。「コロナ危機」の中にあっても「地域格差」が打開、解消されないとすれば、地方の経済・社会への打撃はさらに深まることとなります。全国一律最賃に踏み切るときです。以上です。

会 長 ただ今の御意見につきまして、委員の方は何か御質問はありますか。

委 員 (なし)

会 長 お疲れ様でございました。傍聴席にお戻りください。次の方を案内してください。

賃金室長 それでは、引き続き最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき関係者か

らの意見聴取を行います。お二人目は、高橋正行様でございます。

会 長 それでは、御意見を伺います。最初に、お名前、所属団体等をおっしゃっていただき、その後に御意見を述べてください。

なお、時間は 10 分程度と考えていますので、よろしく願いいたします。

陳 述 者 宮城県労働組合総連合で委員長をしています高橋正行と申します。よろしく願いします。それでは始めさせていただきます。

7月22日、厚生労働省・中央最低賃金審議会は2020年度の最低賃金改定について「現行水準の維持が適当」という異例の答申をまとめ、最賃の引き上げ目安を示すのは「困難」との答申を行いました。この答申に対して労働側委員は、「きわめて遺憾と言わざるを得ない」と述べています。これは当然のことです。この間、私たち労働組合は賃金改善の基準となる最賃の引き上げを強く要求し、闘い、一定の成果を勝ち取ってきました。しかし、現在の最低賃金が私たち労働者・市民の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとはなっていないことは明らかです。

経営側は「最賃を上げれば中小企業を追い込むとして、引き上げ凍結を強く主張」、また公益を代表する委員は「新型コロナによる経済や雇用、中小企業が置かれている厳しい状況や今後のコロナの動向の不透明さなどを踏まえ『引き上げ額の目安を示すことは困難』と指摘『現行水準を維持することが適当との結論をくだすに至った』」と報道されています。

新型コロナウイルス感染が日本経済はもちろん世界経済にも大きな影響を与え、中小零細企業に留まらず特定の大企業の経営にも大きなダメージを与えていることは現実です。しかし、コロナ禍だからこそ労働者・市民の賃金を引き上げ、消費購買力を上げることが経済を活性化することにつながるのではないのでしょうか。コロナ禍における実態経済とは矛盾する株価の上昇等を考えるとき、世界経済はまさにバクチ経済になっていると言っても過言ではありません。GDPの6割は個人消費とも言われます。最低賃金を引き上げ、個人消費の拡大を図ることがコロナ禍とは言え確かな景気の回復につながるものと考えます。

最賃 1,000 円、1,500 円への引き上げは人間らしい生活を保障する早急な課題

私たち宮城県労働組合総連合(略「県労連」)は、1日も早い最賃

の1,000円の実現、さらには1,500円への引き上げ、そして全国一律最低賃金制度を強く要求して来ました。

宮城県の最低賃金824円は、月収にすると14万5000円、年収では174万円です。年収200万円以下は、ワーキングプアといわれます。宮城県の最賃では「働いても働いても貧困から抜け出せないワーキングプア」の生活が強いられることとなります。どの程度の最低賃金が保証されれば安心して働くことができるのでしょうか。私たちの全国組織である全労連が全国で行っている最低賃金生計費試算の結果は興味深いものです。私たちも仙台市で行ったこの調査によれば最低生計費は、札幌市1,500円、仙台市1,474円、長野市1,699円、東京都北区1,664円、静岡市1,644円、名古屋市1,513円、京都市1,639円、福岡市1,517円、鹿児島市1,584円と、ほとんど1,500円近辺となっています。つまり、私たち労働者にとっての人間らしい最低限の生活を保障する最低賃金は1,500円であり、それは全国どの地域でも変わらないことがわかります。

このコロナ感染の中で学校の全国一斉休校が要請され、従業員の休業手当の一部を補助する雇用調整助成金制度がスタートしました。一人当たり日額の上限8,330円が1万5,000円に引き上げられました。これは、時給にすると1,041円から1,875円に引き上げられたこととなります。これはまさに現在の最賃水準では労働者の生活と中小企業経営が成り立たないことを示しています。

今や雇用労働者の約4割も2,000万人が非正規雇用、そのうち年収200万円以下の「働く貧困層」は1,000万人を超えているのです。

そして大切なことは、このコロナ禍で働く労働者—国民の生活を支えるエッセンシャルワーカーと呼ばれる—この労働者の多くは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者であり、最賃の近辺で働く労働者なのです。その数はスーパーなど小売業で働く労働者の22.7%、医療・福祉分野で6.6%です。最賃を引き上げる社会的意味はここにあります。

次に、コロナ感染拡大が経済に及ぼしている影響は深刻です。しかし最賃の現行水準の維持は有効か？ということでお話します。

2020年1～3月期の国内総生産(GDP)改定値は、前月比実質マイナス0.6%と2期連続でマイナスとなっています。自粛要請が本格化した4月以降のGDPは、リーマンショック時を下回る2桁マイナスが予想されます。東京商工リサーチによると、6月30日現在の「コロナ関連破綻」は、累計294件となり、2月の2件から急増しました。

コロナ感染拡大が、経済に及ぼしている影響は本当に深刻です。このような中、安倍首相の「今は官民挙げて雇用を守ることが最優先課題」を受け、最賃審議会は、「現行水準の維持が適当」の結論を出したものと思われます。

しかし、安倍首相のいう「雇用優先」は、2008年のリーマンショックの時も使われました。最賃の引き上げは、08年16円から09年10円へ抑制。しかし、雇用は守られたどころか大量の「派遣切り」が起きました。一方、欧米諸国が賃上げにより内需拡大をはかり、危機を乗り切ったこととは対照的です。また、2011年の東日本大震災時も、引き上げ額は、10年17円から11年7円へとダウンしました。しかし、国民の消費購買力は回復せず、デフレから抜け出せなくなってしまったのではないのでしょうか。

同様にコロナ禍で苦しむ中、海外では、最低賃金の引き上げが行われています。イギリスは6.2%、アメリカはコロラド州など4州で15ドル(約1,600円)に引き上げているのです。

次に、コロナ禍を乗り切るために、私たちの提言をお話しします。

私たち県労連は、このコロナ禍の経済危機を乗り切るために「最賃の現行水準維持」や「最賃引き下げ」ではなく、最賃の1,000円、1,500円への引き上げこそ県内の景気回復につながるものと考えます。もちろんこの最賃の引き上げは、中小企業・零細企業ひとりの力では到底無理です。私たちは最賃の引き上げ要求と同時に政府による中小企業支援策の拡充を求めています。例えば中小企業対策予算の増額、中小企業への直接支援や助成金の拡充と社会保険料の減免等です。

いわば中小企業への初期投資としての「助成金の支給」「社会保険料の減免」による最低賃金の引き上げは、消費需要増につながり、これにより経済循環が進めば地方税等の増収となり、経済の好循環が生まれると考えます。もちろんこれを実行するためには、政治の決断が必要なことは言うまでもありません。

最賃を1,000円、1,500円に引き上げるためにもう一つ有効な方法は、このコロナ禍でも過去最高を更新し続けている大企業の内部留保の活用です。昨年3月時点で資本金10億円以上の大企業が保有する内部留保は金融・保険業を除き234兆円に達しています。2000年度以前の内部留保は売上高増加で生まれた利益から形成され、設備投資に使われていました。しかしそれ以降の内部留保の形成は、人件費削減と法人税減税による積み増しです。これによりそれまでと比べ2.8倍の膨大な内部留保が形成されたと分析されています。

コロナ禍で多くの労働者・市民が苦しんでいるこの時こそ、活用は大いに意義のあることです。もちろんいったん内部留保となったものを取り崩すには様々な制約があり、簡単ではありませんが、この危機を乗り越えるためには何かしらの方法はあるはずです。1929年の大恐慌のアメリカで経済復興を目指すニューディール政策の一環として内部保留課税がつけられました。近年では台湾や韓国でも実施されています。

最後に、これまでお話しましたように、このコロナ禍での経済危機を乗り越えるためには、最賃の1,000円、1,500円への引き上げは必然と考えます。もちろんこれを実行するためには、解決しなければならない課題はあります。しかし、世界と日本を覆うコロナ感染拡大はこれまでの既成の考え方や枠組みに捉われない新しい発想を求めているのではないのでしょうか。経済は一握りの人々への富の集中を意図してはいません。本当に苦しんでいる人の救済のためにこそあるのではないのでしょうか。是非、各委員のみなさまはこれまでのしがらみに捉われず斬新な発想で最賃の引き上げのため真摯な議論をしていただくことをお願いするものです。以上です。

会 長 ただ今の御意見につきまして、委員の方は何か御質問はありますか。

委 員 (なし)

会 長 お疲れ様でございました。傍聴席にお戻りください。以上で、議題(3)「最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取」を終了します。

それでは、議題(4)「宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について」事務局から説明願います。

賃金室長 議題(4)「宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について」説明いたします。

資料番号2を御覧いただきたいと思います。これは、令和2年7月3日に開催しました今年度第1回目の本審において委員の皆様にお渡ししているものです。

議題の適用労働者数については、常に変動するものでありますが、例年、12月1日時点の数値を用いておりますので、この資料をそのまま使わせていただきます。

事務局では、最新の平成 28 年経済センサスをもとに、最低賃金に関する基礎調査等により、該当する特定最賃が明らかに適用されない事業場や廃止事業場等を減ずる方法等で適用労働者数を精査しております。

その適用労働者数である基幹労働者の把握方法ですが、最低賃金に関する実態調査結果に基づき、推計した当該特定最賃で適用除外となっている、年齢が 18 歳未満 65 歳以上、勤続期間が雇入れ 3 月未満技能習得中、業務要件が清掃片付け等軽易な業務に該当する者の数を全労働者から除外するという方法を採用して算定しているところであります。

その結果、鉄鋼業は、適用事業場数が 19 事業場、適用使用者数が 1,987 人となります。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、適用事業場数が 365 事業場、適用労働者数が 1 万 4,694 人となります。

自動車小売業は、適用事業場数が 1,638 事業場、適用労働者数は、1 万 2,021 人となります。

以上でございます。

会 長 　ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。

委 員 　（なし）

会 長 　ないようですので、次に議題（5）「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に、移ります。

事務局より、申出から諮問に至る経過等について説明願います。

賃金室長 　宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について説明いたします。資料番号 3 を御覧いただきたいと思います。

特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最賃の新設、改正等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で必要性ありと決議された場合に、金額審議に入ることとなります。

現在、宮城県には①鉄鋼業、②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、③自動車小売業の 3 つの特定最賃があります。

本年3月9日に、それぞれの産業の労働組合から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、今般、会議資料番号3の令和2年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況のとおり、去る7月20日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

鉄鋼業は、労働協約による申出、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と自動車小売業は公正競争ケースによる申出となります。

特定最賃の決定等に係る申出要件につきましては、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

労働協約ケースにおける要件は、一定地域における同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の者が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、当該労働協約の当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申出であることとなっております。

公正競争ケースにおける要件は、当該最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上の同意があり、その全部または一部を代表する者による申出であることとなっております。

申出書を審査しました結果でございますが、会議資料番号3にありますとおり、鉄鋼業は、適用労働者数1,987人の38.3%に当たる762人が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、そのすべての労働組合の合意による申出となっております。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、適用労働者数14,694人に対し、その45.8%に当たる6,735人がその申出に合意しております。

自動車小売業は、適用労働者数12,021人の36.5%に当たる4,392人がその申出に合意しております。

以上、すべて3分の1を上回っており、三つの業種とも申出の数的要件を具備しておりますことを報告いたします。

会 長 ただ今の説明に関しまして、質問等ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、諮問を受けることといたします。

労働局長 御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 事務局から、諮問文を読み上げてください。

監 督 官 それでは読み上げます。

宮城地方最低賃金審議会会長赤石雅英殿、宮城労働局長毛利正、宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）、令和2年7月20日付けをもって申出代表人基幹労連本部委員長青田浩一から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県鉄鋼業最低賃金改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮城地方最低賃金審議会会長赤石雅英殿、宮城労働局長毛利正、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）、令和2年7月20日付けをもって申出代表者電機連合宮城地方協議会議長佐藤斉、JAM 南東北宮城県連絡会会長佐藤俊晴から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信器具製造業最低賃金改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

宮城地方最低賃金審議会会長赤石雅英殿、宮城労働局長毛利正、宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）、令和2年7月20日付けをもって申出代表人自動車総連宮城地方協議会議長伊藤貢から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり宮城県自動車小売業最低賃金改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。
以上です。

会 長 ありがとうございます。

特定最低賃金決定等の必要性の有無に係る審議につきましては、先般開催された第1回審議会において、「従来どおり本審で一括審議を行うこと」が確認されておりますので、地域最低賃金の審議状況にもよりますが、開催予定の本審で行うこととします。

次に議題（6）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

賃金室長 最初に会議資料の説明となります。

資料4をご覧ください。

こちらは、本年7月21日付けで提出がありました宮城県春闘共闘会議 代表幹事 高橋正行様、同じく代表幹事 中山修様、同じく代表幹事 渡辺孝之様からの「コロナ禍を理由に最賃引上げ凍結をせず、直ちに1000円以上に引き上げを求める要請書」でございます。

要請項目を読み上げさせていただきます。

- 1 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
- 2 コロナ禍で厳しい経営を余儀なくされている中小企業に対し、最賃引上げに資する支援制度を拡充すること。
- 3 大企業の内部留保を活用し、最賃の引き上げに活用すること。

以上でございます。

次に資料5をご覧ください。

こちらは2020年7月21日に資料4と合わせて宮城県春闘共闘会議様より頂戴しました「宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」でございます。2,709筆の署名を受け取りました。

請願項目を読み上げさせていただきます。

- 1 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する支援を行うこと。

続きまして資料6は、今年の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会第1回の際に委員に対して配付された資料でございます。経済指標、雇用の状況、賃上げ妥結状況、消費者物価指数等が、全国または都道府県毎の単位で記載されております。

なお、今後事務局では、これらの資料と同様のものを専門部会にてお示しする予定であり、この資料に関してのご説明は省略させていただきます。なお、その際には、最低賃金に関する基礎調査を基にした、未満率、影響率をお示しする予定でございます。

参考、としている書類につきましては、事務局で収集した情報でございます。

事務局からは、以上でございます。

会 長 ただいまの会議資料の説明について御質問等はございませんでしょうか。

委員 (なし)

会長 なければ、本日の審議会はこれで終了といたします。

以上、この議事録が正確であることを証します。

会長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____